

食品衛生法違反，不良食品等に関する情報（区衛生課，食品衛生検査所）

令和2年10月～令和2年12月

食品衛生法違反事例（食中毒事例を除く）

No	発見年月日	食品等の名称	内容	根拠
1	R2.10.22	たらこ	亜硝酸ナトリウムの使用基準違反	法第13条第2項
2	R2.10.22	辛子めんたいこ	成分規格に合わないたらこを使用	法第13条第2項
3	R2.11.20	にんじん※	農薬（ジメトモルフ）が基準値を超過	法第13条第3項
4	R2.12.10	しゅんぎく	農薬（イソキサチオン、アラクロール及びテフルベンズロン）が基準値を超過	法第13条第2項及び同第3項
5	R2.12.25	もちきび※	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて検出及び農薬（臭素）が基準値を超過	法第6条第2号及び法第13条第2項

※ 輸入時に検疫所のモニタリング検査で発見されたもの。

指導基準、衛生規範等の不適合事例

No	発見年月日	食品等の名称	内容	根拠
1	R2.10.13	蒸し鶏とくらげの中華風和え	生菌数が基準値を超過	福岡市食品衛生成分規格指導基準 弁当及びそうざいの衛生規範
2	R2.10.13	ゆでめん（うどん）	大腸菌群陽性	福岡市食品衛生成分規格指導基準 生めん類の衛生規範
3	R2.10.13	ゆでめん（ちゃんぽん）	生菌数が基準値を超過 大腸菌群陽性	福岡市食品衛生成分規格指導基準 生めん類の衛生規範
4	R2.10.13	ゆでめん（そば）	生菌数が基準値を超過 大腸菌群陽性	福岡市食品衛生成分規格指導基準 生めん類の衛生規範
5	R2.10.13	インゲンと豚肉の炒め	大腸菌群陽性	福岡市食品衛生成分規格指導基準
6	R2.10.29	スパゲッティサラダ	生菌数が基準値を超過	福岡市食品衛生成分規格指導基準 弁当及びそうざいの衛生規範
7	R2.11.11	スパゲティサラダ	生菌数が基準値を超過	福岡市食品衛生成分規格指導基準 弁当及びそうざいの衛生規範
8	R2.11.11	ハンバーガー	生菌数が基準値を超過	福岡市食品衛生成分規格指導基準
9	R2.11.11	ほうれん草の白和え	生菌数が基準値を超過	福岡市食品衛生成分規格指導基準
10	R2.11.20	シュークリーム	大腸菌群陽性	福岡市食品衛生成分規格指導基準 洋生菓子の衛生規範
11	R3.11.24	ハコフグの皮	ハコフグの皮を容器にした料理を提供	福岡県ふぐ取扱条例第4条
12	R2.11.25	ツナサンド	大腸菌群陽性	福岡市食品衛生成分規格指導基準
13	R2.11.25	さつまいもサラダ	生菌数が基準値を超過	福岡市食品衛生成分規格指導基準 弁当及びそうざいの衛生規範
14	R2.11.25	サラダ	生菌数が基準値を超過	福岡市食品衛生成分規格指導基準
15	R2.11.25	きゅうり酢の物	生菌数が基準値を超過	福岡市食品衛生成分規格指導基準
16	R2.11.26	マカロニサラダ	生菌数が基準値を超過	福岡市食品衛生成分規格指導基準
17	R2.12.23	シュークリーム	生菌数が基準値を超過	福岡市食品衛生成分規格指導基準 洋生菓子の衛生規範

上記違反食品等による危害防止のため，必要な措置，指導等を実施した。

【参考】

法, 条例等	主な規定内容
食品衛生法第6条第1号	腐敗, 変敗若しくは未熟な食品又は添加物の販売等の禁止
食品衛生法第6条第2号	有毒, 有害な物質が含まれ, 若しくは付着した食品又は添加物の販売等の禁止
食品衛生法第6条第4号	異物の混入等により, 人の健康を損なうおそれがある食品又は添加物の販売等の禁止
食品衛生法第13条第2項	規格, 基準等にあわない食品又は添加物の販売等の禁止
食品衛生法第13条第3項	一律基準を超えて農薬, 動物用医薬品等が残留する食品の販売等の禁止
福岡県ふぐ取扱条例第4条	処理をしていないふぐの販売(提供)の禁止
福岡市食品衛生成分規格指導基準	福岡市が独自に定めた食品の指導基準 (調理ご飯, そうざいの細菌数100,000コ/g以下など)
弁当及びそうざいの衛生規範	衛生的な弁当及びそうざいの製造, 販売等のための指針 (加熱処理した製品の細菌数100,000コ/g以下など)
生めん類の衛生規範	衛生的な生めん, ゆでめん, 具等の製造, 販売等のための指針 (ゆでめんの細菌数100,000コ/g以下など)
洋生菓子の衛生規範	衛生的な洋生菓子の製造, 販売等のための指針 (細菌数100,000コ/g以下, 大腸菌群陰性など)

食品衛生法違反に関する情報（食肉衛生検査所）

令和2年10月～令和2年12月

食品衛生法違反事例（食中毒事例を除く）

No	発見年月日	食品等の名称	内容	根拠	措置, 指導内容等
1	R2.11.26	牛の腎臓	動物用医薬品（メトロプロミド）が基準値を超過	法第13条第2項	流通前に違反が判明したもの ①当該部位は検査のために全量収去（検査所で保存期限後に廃棄） ②生産者を管轄する家畜保健衛生所に文書通知
2	R2.12.4	牛の腎臓	動物用医薬品（メトロプロミド）が基準値を超過	法第13条第2項	流通前に違反が判明したもの ①当該部位は検査のために全量収去（検査所で保存期限後に廃棄） ②生産者を管轄する家畜保健衛生所に文書通知

【参考】

法, 条例等	主な規定内容
食品衛生法第6条第1号	腐敗, 変敗若しくは未熟な食品又は添加物の販売等の禁止
食品衛生法第6条第4号	異物の混入等により, 人の健康を損なうおそれがある食品又は添加物の販売等の禁止
食品衛生法第13条第2項	規格, 基準等にあわない食品又は添加物の販売等の禁止
食品衛生法第13条第3項	一律基準を超えて農薬, 動物用医薬品等が残留する食品の販売等の禁止